

| | |
|---------------------------------|----------------|
| 資料提供(投げ込み) 平成29年8月29日(火) | |
| 場所 津市政記者室 | |
| 事務担当課 | |
| 所 属 | 職・氏 名 |
| 都市計画部 都市政策課 (電話059-229-3290) | 都市政策課長 別府 敏 |

「屋外広告の日キャンペーン」の開催について

国土交通省において、9月1日から10日まで屋外広告物適正化旬間として設定され、全国で様々な取り組みが展開されます。

三重県内では、県内の屋外広告業者の団体である三重県屋外広告美術協同組合による「屋外広告の日キャンペーン」が下記のとおり開催され、三重県警察、三重県及び津市が当キャンペーンに参加します。

当日は、津市大門周辺を歩き、簡易除却対象の違反広告物があった場合は、簡易除却を実施するとともに、屋外広告物に関する普及啓発を官民が連携して図ります。

記

- 1 日時
平成29年9月5日(火) 10時30分～11時30分
- 2 場所
津市大門周辺(開始地点はお城西公園、終点地点は津市まん中広場)
- 3 参加者
三重県屋外広告美術協同組合
三重県警察
三重県景観まちづくり課
津市都市計画部都市政策課
- 4 内容
 - (1) 三重県屋外広告物条例に違反し、簡易除却対象となる広告物の除却、指導を実施します。
 - (2) まち歩きを実施する中で、屋外広告物の安全性と景観の調和を考えます。
- 5 その他
屋外広告物適正化旬間とは、屋外広告物関係法令の普及啓発や違反広告物に対する国民、企業の意識啓発を図り、屋外広告物の適正化を推進するため、平成22年に国土交通省が定めたもの。